

【令和6年度】

# 横浜市スタートアップ立地促進助成金のご案内

～市内へ進出するスタートアップ・市内で拡大するスタートアップに助成金を交付します!～

## 1 概要

横浜のスタートアップ・エコシステムの形成に向けて、横浜市外のスタートアップが横浜市内に初めて事業所等を設置する際と、横浜市内のスタートアップが市内において事業所等を拡張移転する際に、**対象床面積 1㎡につき 2万円の助成金（上限 50万円）を交付**します。

本助成金の活用をご検討される場合は、物件等契約締結の前に担当課までご連絡ください。

<担当課> 横浜市経済局イノベーション推進課  
E-mail: ke-shinsangyo@city.yokohama.lg.jp 電話: 045-671-3487

## 2 区分・助成対象者

### (1) 区分

	対象者	内容
①横浜市初進出 (市外企業)	横浜市内に事業所等※1を有しないスタートアップ	初めて横浜市内に事業所等(※1)を設置する場合
②市内拡張移転 (市内企業)	横浜市内に本社等を有し、事業所等の拡張に伴い <u>市内に本社を設置する</u> スタートアップ	ア: 市内企業が、横浜市内に事業所等を設置する場合 イ: 市内に本社以外の事業所等をもつ企業が、事業所等の拡張に伴い市内に本社設置(移転)する場合

※1 事業所等…研究所、本社、支店、営業所その他これらに類するもの（現に事業の用に供しているもの）

ただし、国や神奈川県、横浜市又はこれらが出資若しくは当該施設の運営に対する補助等の措置を受ける者が運営する施設は除く。

### (2) 主な助成要件等

◆設立から15年を経過していないこと

◆事業内容が対象事業分野一覧（P.4掲載）のいずれかに該当し、下記の定義に合致すること  
<本助成金におけるスタートアップ>

イノベーションや新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓により、創業から短期間で急成長を目指す企業のうち、中小企業基本法第2条第1項「中小企業者の範囲」に定義される会社

（以下に示す海外スタートアップの場合、中小企業者の範囲に該当するものと認められる者）

- ・会社法第2条第2号に規定する外国会社
- ・外国会社が総議決権若しくは総出資金額の3分の1超を有する会社

◆事業所等の設置が「賃貸借契約」または「サービスオフィス契約（施錠可能な個室その他占有スペースに設置するもの）」に基づくこと

◆「資金調達」または「スタートアップ成長支援プログラム」の要件に合致すること

資金調達	次のいずれかの調達方法で事業資金を調達した実績があること a. エクイティファイナンスによる調達 b. 大学等の研究機関、国・自治体等の公的機関が実施するギャップファンドへの採択による調達 c. 創業支援を目的とする融資制度の活用による調達 d. その他市長が認める方法での調達
スタートアップ成長支援プログラム	国や自治体等の公的機関、企業、大学、民間の支援機関等が実施するスタートアップ成長支援プログラムにおいて採択・認定・受賞・支援拠点への入居等により支援を受けた実績があること

その他、除外等要件の詳細は、下記ウェブページに掲載の「横浜市スタートアップ立地促進助成金交付要綱

<横浜市スタートアップ立地促進助成金のページ>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/su-office.html>



### 3 助成概要

対象事業分野	面積要件/人数要件	進出機能	助成内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆IT</li> <li>◆健康・ライフサイエンス</li> <li>◆環境・エネルギー</li> <li>◆観光・MICE</li> <li>◆先端技術</li> <li>◆その他イノベーション創出</li> </ul> ・詳細は P.4 参照	対象部分※2の床面積 <b>8㎡以上※3</b> かつ 従業者等数※4 <b>1人以上</b>	<b>事業所等</b> …研究所、本社、支店、営業所その他これらに類するもの(実際に事業の用に供するもの)	対象部分の床面積 <b>1㎡あたり 2万円</b>  <b>上限 50万円</b> <small>○対象面積のうち小数点以下は切り捨て ○移転の際に上記基準に基づき一度に限り交付するものです。</small>
<small>※2 対象部分…事業所等のうち、居住の用に供する部分、及び倉庫部分等の専ら物品等の保管の用に供する部分、物品販売やサービス提供を目的とした店舗部分、飲食施設その他これらに類するものの用に供する部分及び駐在員事務所その他これらに類するものの用に供する部分を除いたもの(他者と共用する部分を除く。)</small> <small>※3 市内拡張移転の場合は、新たに設置する事業所等の床面積が8㎡以上かつ、現在有する事業所等の床面積よりも8㎡以上増加すること。</small> <small>※4 従業者等…対象企業に所属し、賃金給与とその他これらに相当するものを支給されている者(代表者以外の役員を含む)</small>			

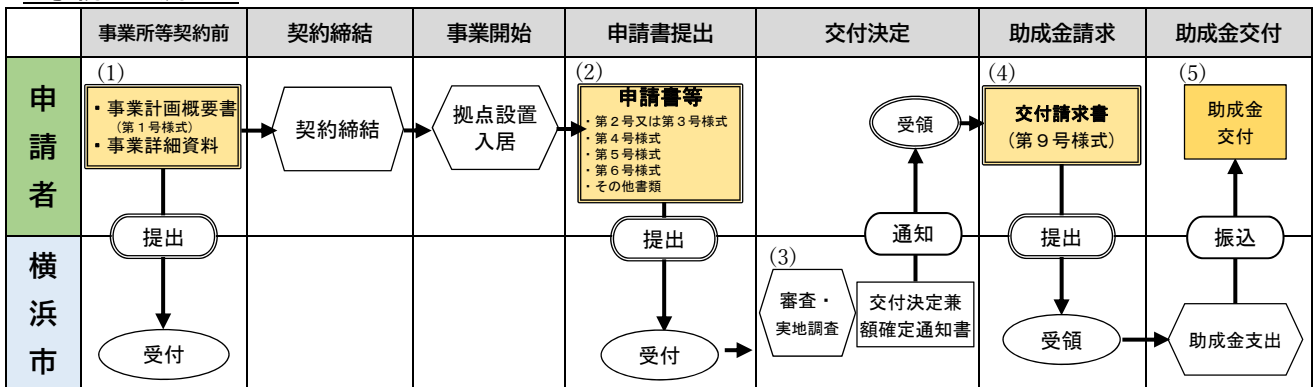
### 4 手続きのスケジュール/流れ

助成金交付までの手続きとスケジュールは、概ね次のとおりです。

- (1) 「事業計画概要書(第1号様式)」提出 …… 事業所等の契約締結日まで
- (2) 助成金の交付申請(事業開始後) …… 拠点設置後～令和7年3月31日(日)まで
- (3) 審査、交付決定・交付額確定通知 …… 申請から概ね2週間程度
- (4) 「交付請求書(第9号様式)」の提出 …… 交付額確定通知受領後
- (5) 助成金の交付(指定口座へ振込) …… 請求書受取から30日以内

●受付期間中であっても、申請額の合計が予算額を超過する見込みになった時点で申請の受付を締め切ります。

#### <手続きの流れ>



### 5 事業計画概要書(第1号様式)・事業詳細資料について

**事業所等の契約締結日までに事業計画概要書及び事業詳細資料の提出が必要です。**

<事業詳細資料(添付資料)について>

事業計画概要書とともに、以下の内容を含む、「事業詳細資料」を添付してください。  
 なお、プレゼンテーション(ピッチ)用の資料を添付しても構いません。

	項目	概要
1	ビジョン	自社のあるべき姿、どう成長したいか
2	社会課題や背景	自社が解決したい課題と、その設定の背景
3	商品やサービス紹介	商品やサービスに関する概要や特徴、利用イメージなど
4	ビジネスモデル	商品やサービスを用いて収益を上げる仕組み(図等も用いてください)
5	競合に対する優位性	類似の事業を展開する競合企業等に対する優位性
6	市場の概要・規模	市場の概要と、市場の大きさ(取引金額や販売量等)
7	事業計画(ロードマップ)	IPOやM&Aなど出口戦略に向けた成長イメージ
8	チームメンバー	代表・役員等に関するこれまでの経歴や、現在の役割等
9	実績	これまでの自社の売上やサービスの導入数など
10	業績	直近3事業年度分の売上高、営業利益、経常利益(各単位:千円)
11	主要取引先	取引実績のある企業や団体、官公庁、協業・連携先等
12	資金調達実績	法人設立から本資料提出時点までの資金調達実績(調達元、調達金額、調達年月)
13	スタートアップ成長支援プログラムの活用実績	法人設立から本資料提出時点までのスタートアップ成長支援プログラムの活用実績(実施機関、名称、実施期間(年月)、プログラム概要)

**※資料の提出後、事業所等の契約締結が済みましたら、担当へご連絡ください。**

## 6 申請について

- ・ 拠点設置後の申請の際には、以下の書類が必要になります。  
取得に時間を要する書類もあるため、お早めにご準備ください。

### 【市内初進出のみ】

- (1) 横浜市スタートアップ立地促進助成交付申請書兼実績報告書（横浜市初進出）（第2号様式）

### 【市内拡張移転のみ】

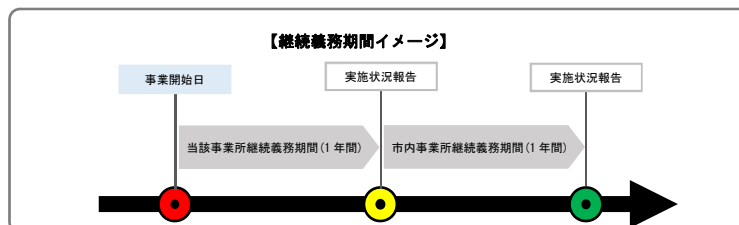
- (1) 横浜市スタートアップ立地促進助成交付申請書兼実績報告書（市内拡張移転）（第3号様式）  
 (2) 市内に有する事業所等の床面積が確認できる書類  
 (3) 前年度分の市税の納税証明書（市民税が非課税の場合は、市民税の滞納がないことを証明する書面）  
 (4) 非課税確認同意書（第6号様式）（**事業所税、固定資産税又は都市計画税の納税義務がなく納税証明書を取得できない場合のみ**）

### 【共通】

- (1) 横浜市スタートアップ立地促進助成法人概要書（第4号様式）  
 (2) 横浜市スタートアップ立地促進助成役員等氏名一覧表（第5号様式）  
 (3) 定款（写）又はこれに類する書類  
 (4) 履歴事項全部証明書（写）  
 (5) 法人設立・開設届出書又はこれに類する書類（写）  
 (6) 直近1事業年度分の決算報告書その他経営状況を確認することができる書類  
（1事業年度を迎えていない場合は、資本金の額または出資の総額が500万円以上であることを証する書類及び人員表）  
 (7) 事業所等の賃貸借契約書（写）又はサービスオフィス契約書等（写）  
 (8) 事業所等における従業者等数が確認できる書類  
 (9) 対象部分の床面積が確認できる書類（**(7)で床面積を確認できない場合のみ**）  
 (10) 株主名簿（写）又は出資状況が確認できる書類（写）（**外資系企業のみ**）  
 (11) その他市長が必要とする書類

## 7 注意事項

- (1) 当該事業所継続義務期間  
事業開始日から1年を経過する日までは、当該事業所等で当該事業を継続する必要があります。
- (2) 市内事業所継続義務期間  
事業開始日から2年を経過する日までは、市内の事業所等で当該事業を継続する必要があります。
- (3) 状況報告（第10号様式）  
(1)と(2)の継続義務期間中は、前年の事業の実施状況等を市長に報告していただきます。



※ これらに違反した場合、交付決定を取り消し、助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。なお、返還にあたっては、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額につき年 10.95%の加算金が加算されます。

## 8 対象事業分野一覧

事業内容が以下の対象事業分野である必要があります。

※該当する事業であっても、当該企業が、革新的な技術やアイデアに基づく新たな製品・サービスといった事業内容により、イノベーションや新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓を行い、創業から短期間で急成長を目指す、スタートアップである必要があります。

対象事業分野		事業例
IT分野	ハードウェア	電線・ケーブル製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、真空装置・真空機器製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く。）など
	情報通信	組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、受託開発ソフトウェア業、ゲームソフトウェア業、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業、ITに関連する認証事業など
健康・ライフサイエンス分野		医薬品研究・開発・製造業、医療用装置・器機の開発・製造事業、医療・介護ロボット研究・開発・応用製造事業、化成品原料の研究・開発・製造を行う事業、バイオセンサーの研究・開発・製造事業、解析・分析装置（アミノ酸組成分析装置、糖鎖自動標識機など）の研究・開発・製造事業、DNA解析サービス事業、遺伝子検査受託業務事業、医療・健康分野に関連する部材・素材等の開発又は製造に係る装置の開発又は製造、認証を行う事業など
環境・エネルギー分野		新エネルギー技術開発事業、太陽光発電システム製造事業、リチウムイオン電池・次世代蓄電池・関連部材の開発・製造事業、燃料電池製造事業、高効率ガスタービンコンバインドサイクル発電システム技術開発・製造事業、次世代自動車・部品・付属品製造事業、環境適応型航空機・部品・付属品製造事業、LED・有機EL等次世代照明機器の開発製造事業、スマートグリッド対応機器・システム事業、レアメタル・レアアース等の代替材料などの開発・製造事業、環境・エネルギー分野に関連する部材・素材又は製品に係る技術の開発又は製造・認証を行う事業など
観光・MICE分野		観光・MICE 関連分野の新商品・サービスの創出・開発・提供にかかる事業など
先端技術分野		マイクロマシン研究・開発・応用・製造事業、レーザー装置製造業、ロボット製造業、自動車・同付随品製造業、航空機・同付随品製造業、宇宙関連機器製造業、鉄道車両・同部品製造業、船舶・海洋開発機器開発事業、プラント関連設備製造業、新素材研究・開発・応用・製造事業、上記製造業に関連する認証事業など
イノベーション創出分野		上記対象事業分野にかかわらず、新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓により、創業から短期間で急成長を目指す事業、AI技術活用事業、バイオテクノロジー活用事業、量子技術活用事業、技術安全事業、農業事業など

2024年6月26日

### 【担当・お問合せ先】

横浜市 経済局 イノベーション推進課(雲丹亀・後藤)

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

TEL:045-671-3487 E-mail:[ke-shinsangyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:ke-shinsangyo@city.yokohama.lg.jp)